京丹波町告示第47号

京丹波町経常建設共同企業体運用基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、町が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この基準において、経常建設共同企業体とは、優良な中小・中堅建 設業者の育成と振興を図るため、継続的な協業関係を確保することにより、 その経営力及び施工力を強化することを目的として結成する共同企業体 をいう。

(対象業種)

- 第3条 経常建設共同企業体の対象業種は、「土木一式」とする。 (入札参加の取扱い)
- 第4条 経常建設共同企業体に登録した業種については、その入札参加資格 有効期間中、原則として、構成員は個々の建設業者として他の単体発注の 建設工事指名競争入札に参加させないものとする。ただし、特定建設工事 共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはでき るが、経常建設共同企業体としての参加はできないものとする。

(構成員数)

- 第5条 経常建設共同企業体の構成員数は、2又は3を原則とする。 (構成員の組合せ)
- 第6条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級、直 近等級又は直近2等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

- 第7条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、町内に主たる営業所を有する者で、登録を受けようとする業種について、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。
 - (1) 営業年数が1年以上であること。
 - (2) 建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (4)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の 許可を受けていること。
 - (5) 町に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(結成方法)

- 第8条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。 (出資比率)
- 第9条 すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の3以上とする。 (代表者)
- 第10条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者と する。

(入札参加資格審査申請)

- 第11条 経常建設共同企業体は、入札参加資格申請に当たって、次の各号 に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
 - (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 - (2)経常建設共同企業体協定書の写し(様式第2号)
 - (3) 経常建設共同企業体年間委任状(様式第3号)

(入札参加資格の認定)

第12条 町長は、前条の書類の提出を受けたときは、経常建設共同企業体 に係る資格審査を経て、入札参加資格を経常建設共同企業体入札参加資格 認定通知書(様式第4号)により認定するものとする。

(資格審査申請書の変更届)

第13条 経常建設共同企業体は、経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書に記載した事項等に変更があったときは、直ちに経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第5号)に変更事項を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(経常建設共同企業体の解散届)

- 第14条 経常建設共同企業体は、これを解散したときは、直ちに経常建設 共同企業体解散届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。 (構成員の指名停止の場合の特例)
- 第15条 構成員のうち1社が指名停止措置を受けた場合には、経常建設共同企業体全体を指名停止とする。ただし、指名停止が長期間に及ぶ場合は、当該経常建設共同企業体を解散し、他の構成員は、新たな構成員の補充の有無にかかわらず経常建設共同企業体を再結成することができる。 (その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、経常建設共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この告示は、平成19年6月15日から施行する。